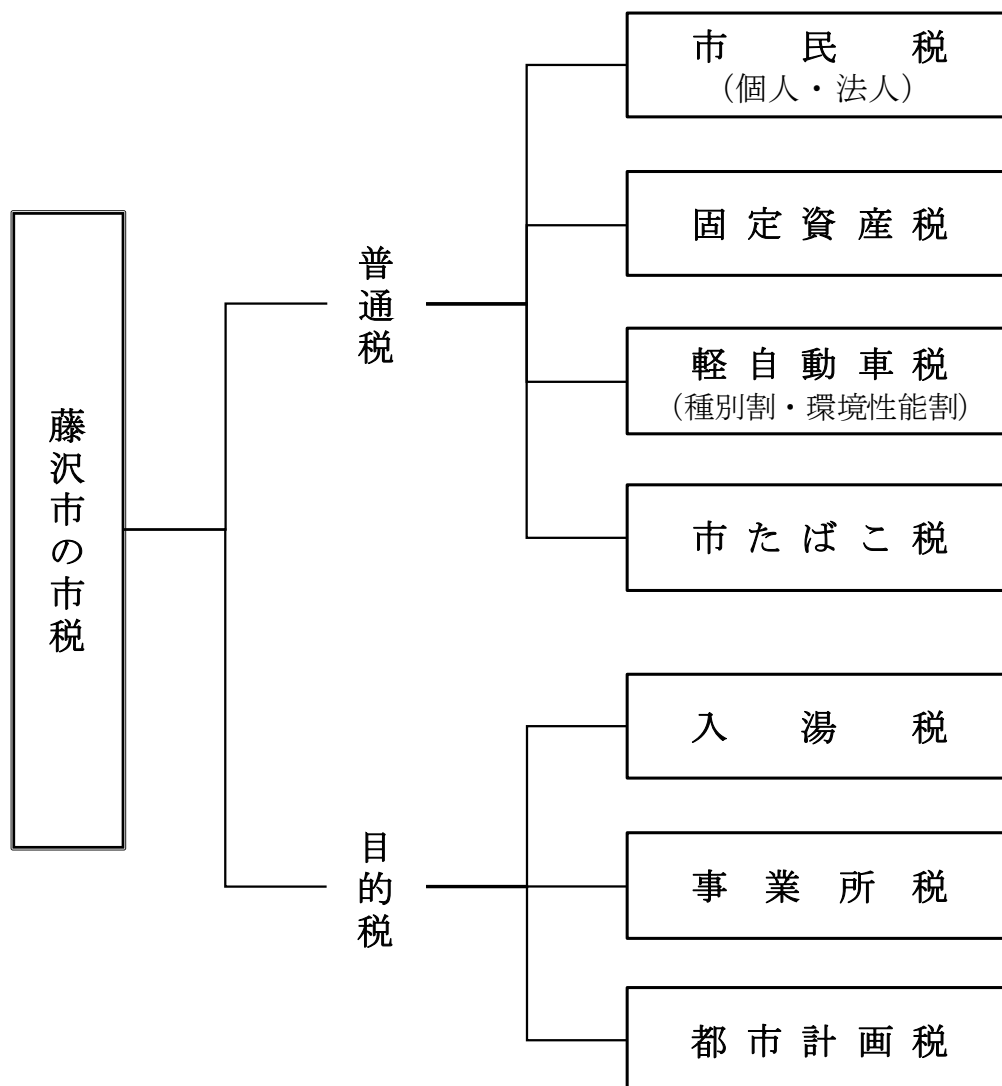


2 市税の種類とあらまし

(1) 市税の種類

藤沢市の市税は、下の図のとおりです。

市民税（個人及び法人）などの大半の市税は「普通税」と呼ばれ、主として納税者の負担能力を基礎とした税金であり、市の一般的な経費に充てられています。また、普通税と性格が異なる税金として「目的税」があります。これは、都市計画道路など特定の事業の経費に充てるための税金です。



※税の種類として、国税と地方税、直接税と間接税などの分け方もあります。

	直接税	間接税
国税	所得税、法人税、相続税、贈与税 など	消費税、酒税、たばこ税、 印紙税 など
地方税	道府県民税、事業税、自動車税、 不動産取得税 など	地方消費税、軽油引取税、 県たばこ税 など

(2) 市税のあらまし

市民税・県民税(個人)

くわしくはP15～P41

納税義務者

1. 1月1日現在において、市内に住所のある個人・・・均等割と所得割
2. 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所がない方
・・・均等割

課税標準

前年中の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額又は分離課税に係る譲渡所得金額など

税率

- ・均等割 市民税 3,000 円
県民税 1,300 円 (超過課税 (水源環境保全税) 分 300 円を含む)
- ・所得割 市民税 6 %
県民税 4.025% (超過課税分 0.025%を含む)

徴収方法

普通徴収
給与特別徴収
年金特別徴収

期別及び納期 (又は納期限)

普通徴収	第1期	6月1日～6月30日
	第2期	8月1日～8月31日
	第3期	10月1日～10月31日
	第4期	1月1日～1月31日

給与特別徴収 6月～翌年5月 毎月翌月10日

年金特別徴収	仮徴収	4月	6月	8月
	本徴収	10月	12月	2月

※納期の末日が土日・祝日に当たる場合は、翌開庁日が納期限となります。

賦課期日

1月1日

市民税(法人)

くわしくは P42～P43

納税義務者

1. 市内に事務所又は事業所を有する法人 . . . 均等割と法人税割
2. 市内に寮等を有する法人で市内に事務所又は事業所を有しないもの . . . 均等割
3. 法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課せられる個人で市内に事務所又は事業所を有するもの . . . 法人税割

課税標準

法人税額

税率

資本金等の額 (※1)	市内事務所等 の従業者数	均等割の税率	法人税割の 税率(※2)
50億円超	50人超	3,000,000円	8.4% (12.1%)
	50人以下	410,000円	
10億円超～50億円以下	50人超	1,750,000円	7.2% (10.9%)
	50人以下	410,000円	
5億円超～10億円以下	50人超	400,000円	6.0% (9.7%)
	50人以下	160,000円	
1億円超～5億円以下	50人超	400,000円	
	50人以下	160,000円	
1千万円超～1億円以下	50人超	150,000円	
	50人以下	130,000円	
1千万円以下	50人超	120,000円	
	50人以下	50,000円	
資本・出資金を有しない		50,000円	

(※1) 平成27年4月1日以後に開始する事業年度から、資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合は当該額(資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額)を適用します。

(※2) 下段()内は平成26年10月1日以後令和元年9月30日までに開始する事業年度に適用する税率です。

徴収方法

申告納付

納期限

各事業年度終了の日の翌日から2か月以内

固定資産税

くわしくは P45～P53

納税義務者

市内に所在する固定資産を1月1日現在所有する方

課税標準

1. 土地、家屋（補充）課税台帳に登録された1月1日現在の価格等
2. 償却資産課税台帳に登録された1月1日現在の価格等

税率（免税点）

1.4% ※免税点（課税標準額）
土地・・・30万円未満 家屋・・・20万円未満 償却資産・・・150万円未満

徴収方法

普通徴収

期別及び納期

第1期 5月1日～5月31日 第2期 7月1日～7月31日
第3期 9月1日～9月30日 第4期 12月1日～12月31日
※ただし、納期の末日が土日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）に当た
る場合は、翌開庁日が納期限となります。

賦課期日

1月1日

都市計画税

くわしくは P54

納税義務者

市街化区域内に土地及び家屋を所有する方

課税標準

土地、家屋（補充）課税台帳に登録された1月1日現在の価格等

税率

0.25%

徴収方法及び納付方法

普通徴収 固定資産税とあわせて納付

賦課期日

1月1日

使 途

令和7年度は下水道費、土地区画整理費、公園費及び街路事業費などの財源

軽自動車税(種別割)

くわしくは P57～P60

納税義務者

1. 原動機付自転車の所有者
2. 軽自動車及び小型特殊自動車の所有者
3. 二輪の小型自動車の所有者

課税標準

1 台 (総排気量及び車種による)

税率

●原動機付自転車、小型特殊自動車、軽二輪車及び二輪の小型自動車

車種区分				税率 (年税額)
原動機付自転車	第一種	排気量	定格出力	2,000 円
		50cc 以下	0.6kW 以下	
		125cc 以下かつ最高出力 4.0kW 以下		
	第二種乙	50cc 超 90cc 以下	0.6kW 超 0.8kW 以下	2,000 円
	第二種甲	90cc 超 125cc 以下	0.8kW 超 1.0kW 以下	2,400 円
	ミニカー			3,700 円
小型特殊自動車	農耕作業用			2,400 円
	その他（フォークリフト等）			5,900 円
軽二輪車（側車付含む） 125cc 超 250cc 以下				3,600 円
二輪の小型自動車 250cc 超				6,000 円

●三輪及び四輪以上の軽自動車

車種区分			税率 (年税額)		
			旧税率	標準税率	重課税率
			初度検査が平成 27 年 3 月 31 日以前の車両	初度検査が平成 27 年 4 月 1 日以後の車両	初度検査後 13 年経過した車両
三輪の軽自動車			3,100 円	3,900 円	4,600 円
四輪以上の 軽自動車	乗用	営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
		自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
	貨物用	営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円
		自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円

※グリーン化特例（軽課）

令和6年4月1日から令和7年3月31日までに、最初の新規検査（初度検査）を受けた三輪及び四輪以上の軽自動車（新車に限る）で、次の（ア）～（ウ）の基準を満たす車両について、令和7年度分の軽自動車税（種別割）はグリーン化特例（軽課）が適用されます。

（ア）電気自動車・燃料電池自動車・天然ガス自動車

平成21年排出ガス基準 NOx 10%以上低減又は平成30年排出ガス基準適合

（イ）令和12年度燃費基準90%達成かつ令和2年度燃費基準達成車（営業用の乗用のものに限る）

平成17年排出ガス基準75%低減又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車（★★★★）に限る。

（ウ）令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準達成車（営業用の乗用のものに限る）

平成17年排出ガス基準75%低減又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車（★★★★）に限る。

車種区分			税率（年税額）		
			（ア） 75%軽減後 の税率	（イ） 50%軽減後 の税率	（ウ） 25%軽減後 の税率
三輪の軽自動車			1,000 円	2,000 円	3,000 円
四輪以上の 軽自動車	乗用	営業用	1,800 円	3,500 円	5,200 円
		自家用	2,700 円		
	貨物用	営業用	1,000 円		
		自家用	1,300 円		

徴収方法

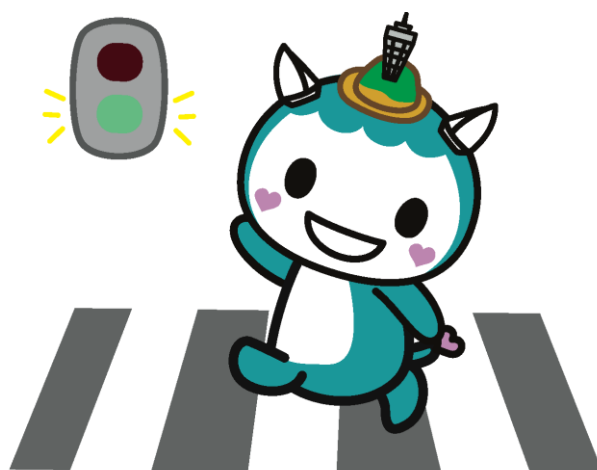
普通徴収

納期限

5月末日

賦課期日

4月1日



軽自動車税（環境性能割）

令和元年10月1日から、県税の自動車取得税が廃止され、市税の軽自動車税環境性能割が創設されました。軽自動車税環境性能割は環境負荷の小さい軽自動車の普及促進を目的としています。なお、賦課徴収は当分の間、神奈川県が行います。

納税義務者

三輪以上の軽自動車（新車・中古車）を取得した方

課税標準

取得価額

税率

●電気自動車・天然ガス自動車

車種区分		税率
電気自動車・天然ガス自動車 （平成21年排出ガス基準NOx10%以上低減 又は平成30年排出ガス基準適合）	営業用	非課税
	自家用	

●ガソリン車・ガソリンハイブリッド車

車種区分		税率			
		(ア)	(イ)	(ウ)	左記以外
ガソリン車・ ガソリンハイブリッド車 （いずれも平成17年排出ガス基準 75%低減又は平成30年排出ガス基準 50%低減（★★★★）に限る）	営業用	非課税	0.5%	1.0%	2.0%
	自家用		1.0%	2.0%	

（ア）乗 用：令和12年度燃費基準80%達成かつ令和2年度燃費基準達成車

貨物用：令和4年度燃費基準+5%達成車

（イ）乗 用：令和12年度燃費基準75%達成かつ令和2年度燃費基準達成車

貨物用：令和4年度燃費基準達成車

（ウ）乗 用：令和12年度燃費基準70%達成車

貨物用：令和4年度燃費基準95%達成車

注 令和2年度燃費基準については、平成32年度燃費基準と同様の扱いとなります。

市たばこ税

くわしくは P61

納税義務者

製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者

課税標準

売渡した製造たばこ本数

税率

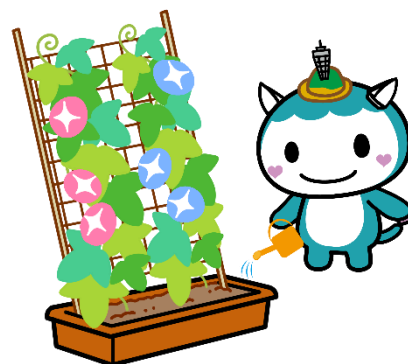
紙巻たばこ 1,000 本につき、6,552 円

徴収方法

申告納付

期別及び納期限

毎月 翌月末日



ふじキュン♡

入湯税

入湯税は、市の環境衛生施設等の整備及び観光の振興に要する費用に充てるために、鉱泉浴場の入湯客に対して課税する目的税です。

納税義務者

鉱泉浴場における入湯客（次の1～3のいずれかに該当する入湯客は課税免除となります。）

1. 年齢12歳未満の方
2. 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する方
3. 1,000円以下（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）の入湯料金で入湯する方

課税標準及び税率

鉱泉浴場における入湯行為 入湯客1人1日につき、150円

徴収方法

浴場経営者（特別徴収義務者）が入湯客から入湯税を受け取り、市へ申告して納付

期別及び納期限

毎月 翌月15日

使 途

令和7年度は観光振興費の財源



ふじキュン♡

事業所税

くわしくは P62

納税義務者

事業を行う法人又は個人

課税標準

- ・資産割・・・事業所床面積
- ・従業者割・・・従業者給与総額

税率（免税点）

- ・資産割・・・1 m²につき 600 円 （免税点：延床面積 1,000 m²以下）
- ・従業者割・・・0.25% （免税点：従業者総数 100 人以下）

徴収方法

申告納付

納期限

法人・・・各事業年度又は計算期間終了の日から 2 か月以内
個人・・・翌年の 3 月 15 日まで

使 途

令和 7 年度は道路維持費、土地区画整理費、小学校費・学校建設費などの財源



ふじキュン♡

令和7年度 納税カレンダー

市税の納期限と申告期間等の一覧表

	個人市民税・県民税	固定資産税 都市計画税	その他の市税
4月			
5月			
6月	30日（第1期）	2日（第1期）	2日 軽自動車税（種別割）
7月		31日（第2期）	
8月			
9月	1日（第2期）	30日（第3期）	
10月	31日（第3期）		
11月			
12月			
1月		5日（第4期） ＊償却資産の申告 （～1月31日）	
2月	2日（第4期） ＊市民税・県民税の申告 （～3月16日）		
3月			
毎月	給与特別徴収（10日（※））		入湯税（15日（※）） 市たばこ税（末日（※））
随時	年金特別徴収 （4月・6月・8月・10月・12月・2月）		事業所税 法人市民税

（※）納期限が土日祝日等の場合はその翌開庁日になります。



ふじキュン♡